

事 務 連 絡

平成22年6月18日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局財政課

経済危機対応・地域活性化予備費に伴う地方負担の
増加への対応について

本日、政府は経済危機対応・地域活性化予備費の使用を閣議決定したところ
あります（別添資料参照）。これに関連して、平成22年度に追加されることと
なる公立学校施設の耐震化及び老朽化対策事業に伴う投資的経費に係る地方負担
額（普通会計分1,359億円）については、原則として、地方債を充当するこ
ととし、その取扱いについて別紙のとおり講じることを予定しておりますので、
お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただく
ようお願い申し上げます。

(別 紙)

平成22年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る
地方債の取扱いについて

1 充当率

国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に伴う地方負担額に係る簡易協議等手続における地方債充当率は100%です。

なお、いわゆる継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業の対象事業債については、通常の場合によりますが、充当率は100%です。

2 国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の同意等手続

国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用により、公立学校施設整備費負担金又は安全・安心な学校づくり交付金を受けて実施する事業は、簡易協議等手続において、学校教育施設等整備事業債の対象となり、その一般的事項については、通常の場合によります。

3 継ぎ足し単独事業等に係る取扱い

国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用により追加される事業に係るいわゆる継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業の充当率の引き上げ部分については、簡易協議等手続において、資金手当です。

4 国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の地方交付税措置

国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債（資金手当に係るものを除く。）に対する地方交付税措置は、簡易協議等手続において同意等を得た額の範囲内において、後年度においてその元利償還金の全額が基準財政需要額に算入され、その50%（当初における地方負担額に対する算入率が60%のものについては60%）については公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて算入されるとともに、残余については単位費用により措置されます。

【連絡先】

総務省自治財政局地方債課
小鍋・新田

TEL 03-5253-5629

平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用

〔平成22年6月18日〕
閣議決定

文部科学省所管

公立学校施設整備に必要な経費

81,803,570千円

(参考)

経済危機対応・地域活性化

1,000,000,000千円

予備費予算額

前回までの使用累計額

0

今回使用額

81,803,570

差引残額

918,196,430